

呉市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

呉市長 新原芳明

呉市条例第21号

呉市介護保険条例の一部を改正する条例

呉市介護保険条例(平成12年呉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(保険料率) 第4条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(13) 略 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>20,790円</u> とする。 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「 <u>20,790円</u> 」とあるのは「 <u>35,970円</u> 」と読み替えるものとする。 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「 <u>20,790円</u> 」とあるのは「 <u>44,550円</u> 」と読み替えるものとする。	(保険料率) 第4条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(13) 略 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>15,840円</u> とする。 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「 <u>15,840円</u> 」とあるのは「 <u>27,720円</u> 」と読み替えるものとする。 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「 <u>15,840円</u> 」とあるのは「 <u>42,900円</u> 」と読み替えるものとする。

付 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の呉市介護保険条例第4条第2項から第4項までの規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前

の例による。